

●山梨県教育委員会の処分一覧（令和7年度）

1. 地方公務員法上の懲戒処分

処分年月日	所属先等 職名 年齢	処分量定	事案の概要
R7. 7. 22	県立学校 教諭 50歳代 女	停職1月	被処分者は、令和6年10月17日、笛吹市内の市道において、最高時速30kmとされた道路を時速34kmから40kmで走行中、信号のない交差点における安全確認が不十分であり、一時停止義務のある右方道路から進行してきた自転車と出会い頭に衝突し、自転車を運転していた男児を死亡させた。
R7. 11. 28	県立学校 教諭（期間採用） 20歳代 男	懲戒免職	被処分者は、令和7年10月20日15時30分頃、進路指導を行うため生徒を呼び出し、1対1の状況の中で、進路に関する話を終えた後、同生徒を抱き寄せ、頭をなでた。 生徒は帰宅後、保護者とともに警察に相談した。その後、事態を把握した校長が当該教諭に自宅勤務と当該生徒への連絡禁止を命じたにもかかわらず、学校で用いているアプリを利用し、不適切な内容を含むメッセージを複数回送信した。 この一連の行為により、同生徒は不安や恐怖を感じ、警察へ被害届を出すに至った。
R7. 12. 17	公立小学校 教諭 20歳代 女	停職4月	被処分者は、令和7年11月10日、運転手が飲酒した状態であることを知りながら、当該車両に同乗した。
R8. 1. 28	県立学校 校長 60歳代 女	減給 10分の1 1月	被処分者は、令和7年10月29日、SNSオープンチャット利用について、情報管理の観点から内容を自ら十分に吟味・検証することなく、生徒情報共有の手段として学校行事での使用を許可した。 さらに、自身も令和7年11月7日の学校行事において、生徒の個人情報を含む投稿を個人端末から行うなど、適切な情報取扱いに対する認識を欠いた行為を行った。その結果として、部外者がチャット内に容易に侵入できる状況を招き、児童生徒の個人情報流出の深刻な危険を生じさせる事態となった。

処分年月日	所属先等 職 名 年 齢	処分量定	事 案 の 概 要
R8. 3. 24	公立小学校 教諭	減給 10 分の 1 1 月	被処分者は、ソーシャルネットワーキングサービスを用いて、児童生徒と約 1 年にわたり継続的かつ頻繁にやり取りを行った。